

にぎわい創出イベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名張市内におけるイベントの開催を促進し、観光振興及び地域の活性化を図ることを目的として、イベントに係る費用の一部に対し、予算の範囲内でにぎわい創出イベント補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものである。

(補助交付者等)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 名張市観光協会の会員又は会員が加入する団体
- (2) 活動拠点を名張市内に有する団体
- (3) その他会長が認める団体

(交付対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業は、地域のにぎわい創出を含む事業であり、イベント計画時の参加予定者数が500人以上を見込める次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 観光誘客の要素を含む事業であること。
- (2) 市内消費を喚起する要素を含む事業であること。

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 興行としての営利を目的とするもの（事業の参加料等として実費程度の受益者負担を徴収することは可）
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) 反社会活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- (4) 特定の地域の居住者や特定の受益者のみを対象とする事業
- (5) その他、補助の対象として適当でないと会長が認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助額は1事業当たり50千円を限度とする。ただし補助額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費は、別表1に掲げるものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、にぎわい創出イベント補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に申請するものとする。ただし、申請は、同一年度において1回限りとする。

- (1) 申請者概要書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）

2 会長は、第1項の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、にぎわい創出イベント補助金交付決定通知書（様式第5号）又は交付しない旨及びその理由を記載した書面による、当該申請を行った団体に通知をするものとする。

（実績報告及び請求）

第7条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた団体は、当該補助金に係る事業を完了したときは、速やかににぎわい創出イベント実績報告書（様式第6号）、収支決算書（様式第7号）及び請求書（様式第8号）を会長に提出することにより、完了の報告及び補助金の請求をしなければならない。

2 会長は、前項の報告及び請求があった場合において、当該報告及び請求に係る書類の審査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。